

建設業における消費税の転嫁拒否行為に係る

情報受付窓口の設置について

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(消費税転嫁対策特別措置法。)に基づき、以下のとおり同法に違反する行為に係る情報受付窓口を設置いたします。

記

1 開設日・受付時間

開設日：平成25年11月1日(金)から

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:15

2 情報受付窓口での受付内容

建設業における消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為

＜以下の(1)、(2)のいずれにも該当することが必要です＞

(1)建設業者が、建設工事の請負契約等の当事者であって、当該契約締結日が平成25年10月1日以降であり、かつ、引渡(予定)日が平成26年4月1日以降である契約に関するもの(9月30日以前に契約し、10月1日以降に請負契約額が増額となる変更契約に関するものを含む)。

(2)過去に取引実績のある当事者同士の請負契約等であるもの。

＜具体例＞

① 減額

本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること

② 買ったたき

原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること

③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させる等すること

④ 本体価格での交渉の拒否

本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること

⑤ 報復行為

転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

※ 上記以外の内容については、対応ができない場合がございますのでご了承ください。

市街地建築部 建設業課 消費税転嫁対策情報受付窓口

電話(直通):03-5388-3310